

## 野田市農業委員会総会会議録（第10回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和3年10月8日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山幹雄	2番	石山高弘
3番	藤井愛子	4番	川辺茂
5番	筑井正	6番	古谷文夫
7番	齊藤和夫	8番	石塚正夫
9番	染谷美佐夫	10番	針ヶ谷久翁
12番	宇佐見稔久	13番	吉岡清美

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画について

議案第7号 農用地利用配分計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第6号 農地の現況に関する照会について

報告第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和3年第10回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、欠席者はございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

9番 染谷 美佐夫 委員

10番 針ヶ谷 久翁 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第7号までとなっております。

ここで改めて全委員の皆様と確認したいと思います。

野田市農業委員会としては、農地を守ることは農地法第1条の目的のとおり「農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずること」とすることを今月の総会でも確認したいと思います。

今後も法令遵守を念頭に業務を推進してまいります。

よろしいでしょうか。

— 了解の声あり —

ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で2489平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年9月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

**藤井委員** 今月は1班が担当で、10月5日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、5番、議案第2号申請番号1番、2番、議案第4号申請番号9番、10番、14番から17番については川辺委員、議案第1号申請番号2番から4番、議案

第3号申請番号1番から4番、議案第4号1番から8番、11番から13番については齊藤委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について川辺委員から報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、目吹字宮作の畑1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で990平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢のため農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年9月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、山崎字西大崎の畑2筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番、4番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号3番、4番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で5469平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

譲渡人の申請理由は、申請番号3番は高齢のため農業経営の規模を縮小するため、申請番号4

番は管理が出来なくなったため、譲受人の申請理由は、新規に農業経営を始めるためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準についてですが、第1号の全部効率利用要件は機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

第5号の下限面積要件は50アールの農地を取得予定のため、要件は満たしています。

令和3年9月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第1号申請番号3番、4番について報告します。

申請地は、岩名字立山の畑1筆、吉春字寺山の畑1筆で、肥培管理された農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、新規就農者から営農計画等について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

**議長** 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

申請人に、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

**申請人** よろしくをお願いします。

〇〇と申します。

まず、選定理由ですが、日当たりが比較的、良好なことと、あと立地ですが2ヶ所あるんですけど、吉春の方だけ先に説明させていただくと、立地がまとまった面積が1ヶ所であって、形もそんなに管理しづらい形ではなくて、水が溜まったりとかもしないような形状なので、作物の栽培に適しているかと思って、選定させていただきました。

あと岩名の方が、付近で知り合いが営農されて、その方の機械を借りたりとか、力添えをいただけたということだったので、そこが一番大きな理由で、そこを選定させていただきました。

選定理由については以上となります。

次は、営農計画ですが、吉春の畑ではブロッコリーを栽培しようと考えています。

経費がおおよそ、反当たり20万円を見込んでいて、単収の方が約50万程度を見込んでいます。

岩名の畑の方は、サツマイモの栽培を計画してまして、経費の方が10万円とちょっと、単収は20万円以上考えています。

作物の処理方法ですが、わくわく広場やゆめめぐりなど、直売に卸そうと考えています。

あと、先ほど申し上げました岩名の畑の近くで営農されている方が、加工をやられてまして、その作業場をお借りできるということなので、サツマイモなんかを加工して販売も考えています。

農業機械の所有状況に関してですが、どちらの畑もともにトラクターを借りることができるので、ひとまずはトラクターをお借りしてやっていこうと思います。

また、別途に苗の定植機の導入や、作業場ハウス、それから育苗ハウスの導入を今考えていて、1月の経営開始までに、建てられるように、今、メーカーさんと相談させていただいてる状況になります。

サツマイモの方はつる刈り機と芋掘り機等々は近くで営農されている方にお借りできる話になっていますので、機械はそこでお借りして始めていこうと考えています。

農業に従事する者の数ですが、基本は1人でやっていこうと考えておりまして、人手が足りない繁忙期などは、家族が東京にいますので、東京から手伝いに来てもらうなり、知人を呼ぶなりして、そこら辺は補っていこうと考えていますが基本的には1人で営農する予定です。

技術が十分にあるかということですが、今、野田市〇〇の〇〇農園さんで、3年半ぐらい勤務させていただいてまして、その前2年間、成田の方の〇〇会社が運営しています〇〇という研修期間で2年間有機の研修、また、その以前にも茨城の方で、〇〇学園というところで1年研修させていただいたので、技術の方に関しては、あるのではないかなとちょっと思っています。

以上になります。

**議長** 申請人の説明が終わりました。

何か質問ございませんか。

**宇佐見委員** まず、サツマイモについて、お伺いしたいのですが、品種はどんなものを作るかということが一つと、先ほど加工をするということですが、サツマイモと言っても加工する品はたくさんあると思いますが、どんな形にして販売するのか教えて下さい。

あと、もう一つ、ちょっと運転資金で大変失礼なことなんですけど、始めて色々と機械そろえたりして、やるっていう行動になって、運転資金とかそれなりに用意できてるのかなと、結構それでつまずく人も結構多いのでその点がちょっと心配だったんですけど、それはちょっと工面っていう金額は別に結構なんですけど、その点をどう思っているのかお伺いしたいのです。

**申請人** まず、サツマイモに関してなんですけど品種は、紅はるかを考えてまして、加工品の方は焼き芋メインで考えています。

あと、既にやられている方が、サツマイモでスイーツなんかを作っていてまして、それを自分もちょっと取り入れてやらせてもらおうかなと考えています。

続きまして創業資金ですけども、研修中にもらえる給付金っていうのが、150万円、2年間で合計300万円いただいております、それを元手に始めていこうかなと思います。

以上です。

**議長** あっせんした藤井委員の方から何かございますか。

**藤井委員** ○○さんのところ、機械も借りられるし、水もあるし、いいところを借りられたので、頑張ってください。

**申請人** ありがとうございます。

**筑井委員** 先ほどの話で、両方で 50 アール程度ですが収入の関係から、10 アール当たり 50 万円、そうしますと単純でも 200 万円か 250 万円なんですが、こんなことで生活が成り立つのかということと、それと、今後も増やしていく計画があるのか、2 点ちょっとお願いします。

**申請人** 収入に関しましては、他にも加工品で、ちょっと単収を今説明させてもらった以上にちょっと上げていこうかなという考えがあるので、あと畑を少し増やして作物の量を増やすことでちょっと、収入を増やす計画はございます。

**筑井委員** 増やすということであれば、農業委員、農地利用最適化推進委員にあっせんとか依頼して、頑張っていたきたいです。

**申請人** ありがとうございます。

**石山（高）委員** 先ほど、サツマイモとその加工ということで事業計画は伺ったんですけどサツマイモ栽培だと 5 月から、10 月に畑を活用することになるとと思いますが冬場はどうすんですか。

**申請人** 冬場は、ブロッコリーがありますので、そのブロッコリーを主にやっていくのと、それとあと加工の方で焼いもを作って、売っていくっていうことを主にやっていこうかなと考えています。

**石山（高）委員** 農地は同じ物を作っていると、同じ病気だとか虫が集まっちゃって、うまい形で薬を活用しながら、年間を通して上手に作ってれば、上手く行くはずなので、計画を上手に立ててもらえればと思います。

**議長** 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

それでは申請人の方はこれから、ますます経営拡大に努めていただいて、一生懸命やっていたいただければと思います。

本日はどうもお疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 855 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農地として管理していくことが困難なため、譲受人は、自宅敷地と隣接しており管理しやすいためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 3 年 9 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第 1 号申請番号 5 番について報告します。

申請地は、新田戸字権現脇の畑 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 2 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 222 平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。

令和3年9月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、現況高に砕石敷きにて整地し、貸駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプ柵で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番、2番の案件に共通している許可検討事項についてご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は畑については賦課外と申請代理人が確認しています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で185平方メートルとなっております。



転用の目的は、貸駐車場用地です。  
令和3年9月21日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、整地して砂利を敷き、貸駐車場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣接農地より50センチメートル離して砂利を敷く計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

なお、本案は議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号 11 番、12 番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号 1 番から 4 番、議案第 4 号申請番号 11 番、12 番について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 3 号申請番号 1 番から 4 番についてご説明いたします。

3 ページから 5 ページをご覧ください

平成 28 年 9 月 14 日付で株式会社〇〇が倉庫用地で許可を受け、隣接地で〇〇株式会社が特定流通業務施設及び給油所用地で許可を受けています。

今回、〇〇株式会社が株式会社〇〇の計画地を事業区域に取り込むため、計画変更承認申請が提出されました。

次に議案第 4 号申請番号 11 番、12 番についてご説明いたします。

9 ページ、10 ページをご覧ください。

事業者の変更に伴い、新たに土地の権利移動が発生するため、農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されたものです。

申請地は、特定流通業務施設が田 18 筆で 12627.15 平方メートル、給油所用地が田 5 筆で 1465.85 平方メートルとなっております。

令和 3 年 9 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第 3 号申請番号 1 番から 4 番及び議案第 4 号申請番号 11 番、12 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地であると判断されますが、転用目的が流通業務施設、給油所で県道の沿道の区域であるため、例外規定に該当します。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

事業区域を変更するのみで計画内容に変更はありません。

周辺農地への被害防除対策も変更はありません。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請者から事業計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力及び信用についてですが、資力については、預貯金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用についても、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、前回の申請時に農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないことを確認しています。

土地改良区は除外済みです。

申請地は9月21日付けで、地区計画を定める都市計画を決定されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 本案については、説明のため申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

申請人に事業概要の説明をお願いします。

**申請人** まず、簡単に変更点の計画変更や、説明させていただきます。

当初計画にて、平成30年6月27日付で許可を取得していました。

用途としては、特定流通業務施設、給油所、コンビニエンスストアです。

次に、許可後は造成工事中に野田市地区計画条例が制定され、今後の業務計画からも地区計画を提案する方針としました。

地区計画に伴い、隣接地となる平成28年9月14日付、倉庫業倉庫の用途で、許可取得していた事業主の〇〇さんとの交渉を行った結果、経済的観点から、事業着手の見通しが立っていないとの理由より計画変更の同意を得ました。

同意を得た後、地区計画の手続きを開始し、令和3年9月21日付けで、地区計画の都市計画決定となりました。

以上から計画変更の見通しをついたため今回、申請に至りました。

また、当初の許可のコンビニエンスストアについては、すでに開発工事を完了しており、今回申請対象外となっております。

以上が変更の経緯となります。

続きまして、お配りさせていただいてます資料の説明に移らさしていただきたいと思います。

1枚目、一番最初ですね、図面に関しまして今、現状の図面となっております。

先ほど経緯で説明させていただきました通り、当初の許可ですね造成工事の方を進めております。

現状としましては、盛土関係の工事は完了しております、もう 1 枚めくっていただきますと航空写真があるかと思えます。

今の現状の状況ですね多少今の写真を撮ってから時間が経ったので、雑草が生えているような状況ですが、基本的には一応盛り土をしてるという状況で今、進めております。

もう 1 枚めくっていただきまして、こちらの全体の今回の計画地ということで、開発区域の位置図という形になっています。

もう 1 ページめくっていただきますと、先ほどの一番最初の図面ですね、こちらの方のもう少し詳しい図面関係となっておりますので、参考に見ていただければと思います。

次からが、こちらの方が当初許可の土地利用計画図となっております、メインとしましては、赤色、青色の物流施設を計画するというので、許可をいただきまして、白抜きになっております隣接地というのが先ほどご説明させていただきました我々の方で、許可を取る前に物流関係の用途ということで許可を取られていた弊社の隣接地となっております。

その隣の白抜きのところが、コンビニエンスストアと給油所の許可を取得をさせていただいたエリアとなっております。

こちらの方が今後、地区計画ということで全体で計画を見直しをさせていただきまして、1 枚めくっていただきますと、今現在計画しております土地利用計画となっております、基本的には、用途的には、変更はございません。

物流関係の施設が 2 棟、それとガソリンスタンド、先ほど説明にさせていただきましたコンビニエンスストアさんに関しましてはすでに開発関係の工事を完了しております、稼働している状態となっております。

ですので今回の変更の申請からは対象外という形になっています。

続いて、もう 1 枚めくっていただきますと、今回の計画のですね雨水関係の処理施設の図面となっております。

今回の敷地が広大ですので、当然、基準に沿った形で、雨水貯留槽、水槽をですね、地下に埋めまして、この敷地内に降った雨を溜めまして、水路の向こうに放流していくという形の施設を今回計画しております。

水色で塗っている部分が、その水槽を示しております。

続いてめくっていただきますと、こちらからが倉庫関係の建物の図面関係となっております。

こちらの色付の図面が右側、A棟という形で我々が示させていただける図面、平面図関係、1 階の平面図のですね。

もう 1 枚めくっていただきますと、2 階から 4 階、もう 1 枚めくっていただきますと屋根の平面図、さらにもう 1 枚めくっていきますと、立面関係が 1、2 枚続いています。

もう 1 枚めくっていただきますと断面図ということで、高さ関係がわかる図面を付けさせていただきます。

さらにもう 1 枚めくっていただきますと、今度は、青色の方のですね、建物の平面図と屋根の平面図を 1 枚の図面に集約させていただいております。

さらにめくっていただきますと、立面関係と断面図関係の参考の資料を作りました。

以上、簡単でございますが、計画概要の説明をさせていただきました。

**議長** 今、説明ありました案件は大型の農地転用のために、委員の皆様には自由に活発な意見を述べていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

**筑井委員** 何点か質問します。

1点目ですが、前回の土地利用図に無くて、今回計画の左の隅に店舗がありますが今回加わった店舗は、どのような施設かということと、それから次にですねこれ冷凍倉庫の計画でしたが今回もそれは変わらないのか。

それから風のシミュレーションとかですね、日照の問題ないと説明受けたんですけども、今回の計画変更で、それは変わらないのか。

それから最後に許可から4、5年経っていますが、この長く経っていた理由を具体的にお聞かせ願いたいと思います。

**申請人** まず一つ目の質疑としまして、前回の計画になかった店舗部分に関しましては、物流施設の附属施設という、いわゆる沿道サービスのファストフード店みたいなものを計画をしております。

今回、人がかなり増える予定になっておりますので、休憩・食事するところが、おそらく不足するだろうということで、合わせて倉庫と同じ事業さんの方で、計画をしております。

続きまして、前回の倉庫部分の冷凍倉庫という計画でございましたが、前回はですね、いわゆる物流効率化法という認定を許可要件として、冷凍冷蔵倉庫という形で計画しておりました。

今回の地区計画によることによってですね、そういった縛りがなくなります。

今計画の皆さん、当然〇〇ですとかそういった物流施設ですので一般日用品ですとかそういった物を取り扱う倉庫というものに関しましては、基本的に変わらないという形で計画を進めています。

続きまして、前回、計画の際にですね、ご説明させていただいた風ですとか、そういったシミュレーションに関しまして、基本的に建物規模関係高さ関係は変わっておりませんので、大きな影響がないというふうに我々は考えております。

今回許可、前回許可、平成30年から今回の変更にかけて、時間が経過した理由としましては、まず先ほどちょっと説明させていただきました造成工事をやってる間にですね、ちょうど野田市さんの方で、全体で地区計画という手法そういったもの提案できると、事業主もしくは地権者さんの提案できるという手法を都市計画法の中で、制定をされたということと当初から、隣接地である弊社の方が、我々工事進めてる間もですね、なかなか着手していなかったという経緯がありまして、相談的なものでありますが、そこを何とか一体で考えられないかというお話も窓口の相談ベースでお話がありまして、そういった地区計画という手法ができるという機にですね隣接地の事業さんの方に相談したところですね。なかなか事業計画の見通しが立たないということで、ちょうどそういう話があるのであれば、今回の方針に関しましては、変更の方に同意をしたいという話がありましてそういった打ち合わせですとか、そういったものがまず一つ時間経過がかか

った理由になってまして、そのあとの変更に必要なですね、地区計画の都市計画決定こちらの方も当然都市計画課さんとですね、打ち合わせ手続きが必要になりまして、こちらの方の手続きが非常に時間がかかっております。

前はですね、構内通路ということで中にですね道を作っておりましたが、今回の地区計画ということで、中に入ってる道に関しましては、野田市の市道の方として、取り入れていただけるという形で今進んで決定しております。

当初から皆さん、隣接者さんですとか、所有者さんからもお話ありました信号機の設置という要望もございまして、信号機設置に関しましては基本的に公道でないと、交差点での設置ができないということで、そういった要望を達成する代わりにですね、できる限り道路へできる方法を選択させていただきまして、地区計画という形のをきちっと法的にクリアするまでにですね、少し時間がかかっていたということになっております。

先ほどお話ありましたように、先月の21日によく地区計画決定という形で了解をいただきましたので、そういった計画をもとに今回の変更の手続きを進めさせていただきたいということです。

**齊藤委員** この図面の左の上のところ、ここは遊水池があり排水っていうか雨水はどこへ流れていくのでしょうか。

**申請人** 当時の申請の際にですね、敷地の真ん中を水路が通っておりまして、今回の開発に伴いまして、県道側ですね、道路の県道側を沿った形に末端までですね、図面でいう右側のところまで、ボックスカルバート水路の付替え工事を行っております。

ですので、もともと素掘りの水路をですね1メートル10センチ角のボックスカルバートを敷設しまして、こちらの方に接続して、水を流すという計画になっております。

**齊藤委員** それに関して、敷地内の排水もですか。

**申請人** 先ほど図面でちょっとお話ししました一旦、敷地に降りました雨関係はですね、水槽に1回溜めまして、一辺に流せる量というのが法律で決まっておりますので、出す量を絞りまして、少しずつ排水、放流するという形で敷地内の雨水あと当然、汚水関係の浄化槽を通して、水路の方に放流するというので、まず管理課さんの方とは、了解をいただいております。

**宇佐見委員** 今までの計画だと建物の下に、雨の一時仮受けの、やつを作るということですが、今回は駐車場の下に、その雨受けを作って、そのボックスカルバートから、ポンプアップして流す計画ですが、隣接地の部分が前回入ってなかったんですね。

前回の排水については、そうするとその1ヘクタール分が入ってなかったのですね、それを具体的に検討したのかってことをちょっとお伺いしたい。

ここに危険物倉庫っていうのがありますが危険物だと消防法の関係もありまして、この危険物倉庫については、何を保管するのか。

あともう一つ屋根のことで、それはどんな材料を使ってやるのかなと、それがちょっと説明無かったので、例えば角度の方を聞きたいと思います。

この図面では出てなかったのですが、屋根は何%ってというか、その辺をちょっと説明していただきたいと思います。

**申請人** 今のご質問をご回答させていただきます。

おっしゃられる通りですね、前回の計画ですと建物下に水槽を設けて、そこに水いっぱい溜めて、放流するという計画をさせていただきましたが、昨今の昨日も地震がありましたけども、今後の建物計画で、いわゆる免震の建物という計画が今は出てきております。

建物に関しましては、免震の装置を付ける建物ということで、免震装置をつけますと、その下にその水槽設けるのは非常に難しくなっております、それ技術的なところから、建物の下ではなくてですね、建物の外お話ありました駐車場の下の地下にですね、そこに当然お話ありました〇〇さんの分の敷地面積も考慮した雨水の量をきちっと蓄えられるような大きさのものを設置というのは当然計画をしております。

続きまして、危険物倉庫も内容なんですけれども、先ほどちょっとお話しました〇〇さんとかそういったようなイメージの日用品関係の倉庫という形で、今回、計画しております、いわゆるスプレー缶ですね基本的に消防法ですと、危険物という形になりますので、そういった日用雑貨の中での危険物の取り扱いになるものを保管するというので、そういった危険物倉庫を計画しているというふうに聞いております。

当然、指定数量というものがございまして、今回の地区計画の中で、今回のこのエリアで建てられる建物というのが、いわゆる用途地域の準工業地域というものがございまして、それと、同等のものまでしか建てられませんという縛りがあります。

当然その縛り以内の建物ということで計画をしています。

あと最後にお話ありました屋根の構造なんですけれども、おっしゃられてます通りですね、いわゆる折半屋根というのが今の現状の計画になってございまして、勾配に関しましては、100分の3、程度です。

水が流れないとなりますと、その屋根に水が溜まっていきますので、屋根メーカーさんの方の認定ですとかそういった保証が出るのは一応100分の3以上にしてくださいというのがありますので、その最小の数値を今計画として作っております。

水も当然流れる量に合わせて、縦樋関係の大きさですとか本数も当然計算しております、水が溢れる溢れないって部分のご心配だったと思うんですけれども、基本的には、一度その全部水槽に一回処理して貯めて、必要最小限の水を水路へ流すということで、この全体の量はオーバーは当然できませんので、そういった形で計画を進めております。

**宇佐見委員** ちなみに、例えば水路の計画は、降雨に対して何ミリを基準に設計をしておりますか。

**申請人** 一応、県の基準がございまして、それは50年確率です。

大雨が降った場合に、溜め切れるような計算、1ヘクタールに対して1450トン水溜めなさいと言われますので、今回約13か14ありますので、それに掛ける1450トンの水は、一旦自分たちの敷地で溜めて放流できる必要最低限放流できる水に絞ってですね、少しずつ出していくという形です。

**石山（高）委員** 先ほどから雨水の処理、排水をどうするかということで、私もそこを気にしていて、最終的には江川排水機場から排水っていう認識なんですけど、よろしいでしょうか。

**申請人** 当初といたしますか当時の計画、水路、水ですね、その経路自体は変わっておりませんので、最終的にはその下流の方に流れていくというふうには確認しております。

**石山（高）委員** あその江川の排水機場から排水するんでしたら、鶴奉とか目吹からの雨水とかこちらに集中している。

嵩上げする前は、たんぼだったので50センチから1メートル下ってというのがその貯水機能があったんですね、ある程度雨水を溜め、たんぼとして機能としてあったんですけども、それを嵩上げしたことで、すごく排水に関しては心配です。

その辺、設計の方は慎重にやってほしいなと思ってます。

**事務局** この物流倉庫、最大の規模の施設で、今よく言われるカーボンニュートラルそういった関係で、施設の壁面だとか屋根等に、例えばソーラーシステムを設置する計画もありますか。

**申請人** 今お聞きしてる限りですね、今現状で設置するというお話は今、出てはないんですけども、当然今回の事業主さん、他の施設もですねそういう太陽光システムかなり導入してますので、おそらく建物建った立ち上げ時と並行してですね、そういったものを検討していくのかなと思って、今現状設計中ですので、その辺を導入するかどうか、この件に関しましてはこれからとおもいます。

**事務局** 先ほど、信号機が設置されるということで、このところは市の道路の交差点であればという、そういったことをクリアして信号機が設置されるとお聞きしましたが、その信号機は、県道の出入り口は二つありますが、両方に設置されますか。

**申請人** 図面左側ですね、信号機の方ですね設置が確約はまだですが、当然、警察署さんですとかと協議していきます。

はっきりつきますという形では、今の段階でお話できないんですけども、道路にすることによってようやくそういう条件が整って、一応予定ですと、今年の12月に野田市さんの方に設置の要望を出させていただくということで、管理課さんないしですね、関係各課さんとは調整させていただいて、野田市の方にもそういう話はさせていただいております。



順調にいけば稼働する前までには設置をしていただけるのではないかなというふうに考えて、極力、我々事業者側としましても、信号機がないとですね、非常に交通量が多いところですので、なかなか事業としても、いろいろと不具合が生じると、非常に危険だとかそういったものも、当初からお聞きしてますので、最大限、設置できるような形で今、手続等を進めていってるということです。

**議長** 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号及び議案第4号の申請番号11番、12番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号1番から10番、14番から17番について先議します。

申請番号1番、2番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号申請番号1番、2番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1990平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年9月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第4号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、現状のままで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番、2番の説明をする前に、申請番号1番から11ページの申請番号17番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番、2番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番から8番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号申請番号3番から8番についてご説明いたします。

6ページから8ページをご覧ください。

申請地は、畑11筆で6612平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年9月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第4号申請番号3番から8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑木が生い茂っている農地でした。

計画内容は、埋め立て等を行わず、整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書及び金銭消費貸借契約書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 9 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 4 号申請番号 9 番についてご説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 829 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 9 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第 4 号申請番号 9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、整地後、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。  
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。  
周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。  
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。  
以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。  
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。  
以上です。

**議長** 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 4 号申請番号 10 番についてご説明いたします。  
申請地は、畑 1 筆で 130 平方メートルとなっております。  
転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。  
令和 3 年 9 月 24 日に受付をしております。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第 4 号申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。  
当該地の現況は、保全管理された農地でした。  
計画内容は、盛土・切土は行わず、現況高に碎石敷きにて整地し、車両置場を整備する計画となっております。  
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。  
周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。  
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。  
以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書及び融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号 14 番から 17 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 4 号申請番号 14 番から 17 番についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は、田 5 筆で 1868 平方メートル、畑 1 筆で 284 平方メートル、合計 6 筆で 2152 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 9 月 21 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**川辺委員** 議案第 4 号申請番号 14 番から 17 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、地ならしをして整地し、太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認めら

れます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の申請番号1番から10番、14番から17番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

申請番号13番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号申請番号13番についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で394平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和3年9月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**齊藤委員** 議案第4号申請番号13番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、砂利敷きにて転圧、整地し、車両置場を整備する計画となっ

ております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を丸鋼管柵で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力及び信用についてですが、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号の申請番号13番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号申請番号1番についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成10年4月頃から、宅地として利用し、現在に至っ

ております。

平成 10 年 11 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 3 年 9 月 22 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 申請番号 2 番、3 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 5 号申請番号 2 番、3 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせず平成 11 年 2 月 24 日及び平成 12 年 6 月 6 日から、宅地として利用し、現在に至っております。

平成 13 年 1 月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和 3 年 9 月 24 日に受付をしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 6 号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 6 号「一般」の申請番号 1 番から 5 番についてご説明いたします。

14 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 9 月 27 日付けで、令和 3 年度第 6 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、1 年 7 ヶ月の賃借権設定が畑 1 筆で 638 平方メートル、1 年 11 ヶ月の賃借権設定が田 1 筆で 993 平方メートル、3 年の賃借権設定が畑 2 筆で 1030



平方メートル、10年の賃借権設定が畑1筆で1239平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号の一般について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第6号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第7号「農用地利用配分計画について」の申請番号1番から45番と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第6号「中間管理」についてご説明いたします。

15ページから17ページをご覧ください。

野田市長より令和3年9月27日付けで、令和3年度第6次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、10年の賃借権設定が田44筆で55898平方メートル、畑1筆で189平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

次に議案第7号申請番号1番から45番についてご説明いたします。

19ページから21ページをご覧ください。

野田市長より令和3年9月27日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号の中間管理及び議案第7号の申請番号1番から45番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第7号「農用地利用配分計画について」の申請番号46番、47番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第7号申請番号46番、47番についてご説明いたします。

21ページをご覧ください。

野田市長より令和3年9月27日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が令和3年7月30日付けで農地中間管理権を取得している農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第7号の申請番号46番、47番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告事項の1ページから4ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、9件受理しております。

次に5ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1 件受理しております。

次に 6 ページ、7 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、6 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 8 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地使用貸借契約の解約通知は、1 件提出がありました。

次に 9 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農用地利用集積計画の中途解約は、5 件提出がありました。

次に 10 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が 1 件ありました。

次に 11 ページをご覧ください。

報告第 7 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、2 件証明いたしました。  
以上です。

**議長** 報告第 6 号の登記官照会については、昭和 56 年 8 月 28 日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員 3 名以上と事務局職員で調査にあたることとなっています。

番号 1 番について、調査にあたった齊藤委員より報告をお願いします。

**齊藤委員** 報告第 6 号番号 1 番について報告します。

去る 8 月 5 日に飯塚推進委員、渡野邊推進委員、事務局職員と現地調査を行いました。

照会地は、宅地として利用されていました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

**議長** 次に報告第 7 号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和 60 年 10 月 17 日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

番号 1 番、2 番について、調査にあたった石塚委員より報告をお願いします。

**石塚委員** 報告第 7 号番号 1 番、2 番について報告します。

番号 1 番は 9 月 10 日、番号 2 番は 9 月 24 日に事務局職員と現地調査を行いました。

照会地は、耕作され、農地として使用されていたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後4時42分)

